

## 第3次掛川市総合計画策定支援業務委託仕様書

### 1 委託業務名

第3次掛川市総合計画策定支援業務委託

### 2 業務の目的

本業務は、第2次掛川市総合計画（平成28年度～令和7年度）の計画期間が満了することから、本市における総合的かつ計画的な行政運営を図るための指針となり、また、市民がまちづくりを自分ごととして捉え、行動を起こす好機となるよう、第3次掛川市総合計画（令和8年度から令和15年度又は令和17年度までの基本構想及び、令和8年度から令和15年度又は令和17年度までの基本計画）の策定支援を行うことを目的とする。

### 3 業務対象区域

掛川市全域とする。

### 4 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

### 5 策定にあたっての基本的な考え方

#### (1) 未来に向けてチャレンジできるまち

掛川市の最高規範である「掛川市自治基本条例」及び「生涯学習都市宣言」を基本理念とし、市民一人ひとりが輝き、いつでも、誰でも、何度でも、「未来に向けてチャレンジできるまちづくり」を基本とする。

#### (2) DE&Iの推進と多様な市民参画

DE&Iをまちづくりの根底に据え、すべての人がお互いのちがいを尊重しながら、誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりを基本とする。

策定にあたっては、市民ワークショップや市民アンケートなどに加え、デジタルツール等を活用して多様な市民が策定に関わる手法を取り入れることを基本とする。

#### (3) 人に優しいDXの推進

デジタル技術の急速な発展と、多様な社会需要への対応、さらにはSDGsの観点も踏まえ、戦略的かつ効果的なデジタル化による変革と、誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化の推進を基本とする。

#### (4) 人口減少、多死社会への適応

人口減少が進み、さらに、本格的な多死社会の到来により、現状のままでは、多くの問題が発生することが予想されることから、到来する社会経済下での理想の姿を描きながら、その達成のための施策を実施し、市民が安全に安心して住み続けられるまちづくりを目指すことを基本とする。

#### (5) 次世代につながる持続可能なまち

持続可能な世界を実現するための17のゴールは、福祉、防災、環境、共生などまちづくりの根幹となる様々な分野に関係するものとし、人と環境の持続可能性を最重要テーマに掲げ、市

民や企業など多様な主体との協働・共創による持続可能なまちづくりの推進を基本とする。

(6) 課題解決型より未来志向型

従来の地域課題解決を主眼とするのではなく、当市の明るい未来を創造することを主眼に置いた未来志向型の計画を基本とする。また、施策については、データ分析やマーケティング手法を活用し、より有効性の高い施策への転換を図ることを基本とする。

6 業務内容

本仕様書に定める業務内容は、本市が委託する当該業務の契約者を選定することを目的とし、現時点で想定する最低限の内容を示すものである。よって、プロポーザルの際に本仕様書に記載されていない内容の提案があり、その契約候補者と契約することが決定し、当該提案内容が適切であると判断した場合は、本仕様書に追加記載し、契約書の仕様書とするとともに、その提案を誠実に実行するものとする。その他、本仕様書に定めのない事項や疑義が発生した場合は、委託者と別途協議するものとし、業務上必要と認められる場合は、本仕様書に記載されていない事項であっても、適宜実施していくこととする。

(1) 第2次掛川市総合計画等の評価、検証等

- ① 第2次掛川市総合計画の成果目標を意識した評価分析、検証
- ② 第2次掛川市国土利用計画による土地利用状況の評価分析、検証

(2) 基本構想策定支援

ア 将来像（ビジョン）

- ① 現在の将来像の評価、検証
- ② ①を踏まえた将来像の検討と決定
  - ・ビジョン案（複数）の作成
  - ・DE&Iの視点を踏まえ、多様な市民に伝わる手法を取り入れる（イラストで表現するなど）
  - ・市民周知と市民参画による決定
  - ・市制20周年記念式典（11/8）での発表

イ 将来人口

- ・現状分析
- ・将来人口の試算

ウ 土地利用構想

- ・現状分析
- ・必要に応じた修正

※掛川市は、総合計画策定に関する基礎データとして提供可能な市民意識調査及び市民意見等の分析資料を保有しております。（令和6年度分析実施）

エ まちづくり大綱

【7K政策】

協働・共創	Kyodo
健康	Kenko
教育	Kyoiku
子育て	Kosodate

環境	Kankyo
経済・産業	Keizai
建設・防災	Kensetsu

(3) まちづくり大綱を踏まえた基本計画の検討と決定

- ① 実現したい社会の姿
- ② 充実・発展すべき点（イノベーション）
- ③ 基本目標
- ④ 主要施策
- ⑤ 指標
- ⑥ トリガー事業

(4) 総合計画審議会・策定委員会の運営支援 ※各3回程度

- ・会議運営にかかる支援
- ・会議出席（助言、提案等）※リモート参加可
- ・関係資料の作成

(5) 多様な市民参画による計画策定となり、自らの活動のインセンティブを高めることができるよう、市民ワークショップ等の運営支援を行う。

(6) 議会対応資料の作成

7 主要スケジュール案

- |                          |                       |
|--------------------------|-----------------------|
| (1) ビジョン案（複数）の完成         | 令和7年8月末               |
| (2) ビジョンの市民発表            | 令和7年11月8日（市制20周年記念式典） |
| (3) 総合計画素案（基本構想・基本計画）の完成 | 令和7年11月下旬             |
| (4) パブリックコメント            | 令和8年1月までの間の1カ月        |
| (5) 議案提出                 | 令和8年2月12日             |

8 成果品

本業務における主な成果品は次を基本とする。

- ・総合計画（基本構想及び基本計画）の原稿電子データ（Excel、Word 文書）
- ・上記概要版（わかりやすさやビジュアルを重視したもの）の原稿電子データ（Excel、Word 文書）
- ・会議等の関係資料

9 その他の留意事項

- (1) 業務内容、データ内容その他この契約履行により知り得た事項を第三者に漏らし又は委託の範囲を超えて利用してはならない。
- (2) 業務遂行にあたり、掛川市個人情報保護条例に基づき適正な個人情報の取り扱いを行うこと。
- (3) 業務履行の過程において、掛川市又は受託者が必要と認める場合には適宜協議を行う。
- (4) 本仕様書を変更する必要がある場合は、掛川市と受託者が協議の上、仕様書を変更して必要に応じ契約金額を変更するものとする。

- (5) この業務の委託料は、業務完了後、受託者からの請求書を受理した日から 30 日以内に支払う。
- (6) 成果品に誤りや不備が発見された場合は、委託期間完了後であっても受託者の責任において無償で訂正を行うものとする。
- (7) この仕様書に記載されているもののほか、必要事項については、その都度協議のうえ決定するものとする。
- (8) 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (9) 本業務の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの概要、業務内容及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて協議し、承諾した場合はこの限りでない。

10 事務局（問い合わせ先）

〒436-8650 静岡県掛川市長谷 1-1-1

掛川市経営企画部企画政策課経営戦略係（担当：本間、石川）

電話 0537-21-1127

FAX 0537-21-1167

E-Mail [kikaku@city.kakegawa.shizuoka.jp](mailto:kikaku@city.kakegawa.shizuoka.jp)